

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども基本法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

《こども施策の基本理念》

1	すべてのこどもは大切にされ、 基本的な人権が守られ、 差別されないこと	4	すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること
2	すべてのこどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること	5	子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、 家庭と同様の環境が確保されること
3	年齢や発達の程度により、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること	6	家庭や子育てに夢を持ち、 喜びを感じられる社会をつくること

本計画では、「こどもは地域・社会の宝である」という認識のもと、本市のすべてのこどもと若者の今とこれからの最善の利益を保障するとともに、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活ができるよう、一人ひとりの成長を地域社会で支え、その活躍が地域の活力として育まれる社会づくりを目指し、総合的かつ連続的な取り組みを推進するため、基本理念を次のように定めます。

こどもの健やかな成長と若者の自立を支え、

安心して暮らせるまちをめざして



2 基本方針

国の「こども大綱」では、日本国憲法及びこども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱をこども施策に関する基本的な方針として定めています。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

本計画は、「こども大綱」を勘案した市町村こども計画と位置づけることから、こども大綱の基本方針に基づき、下記の6つを定めます。

1	こども・若者の多様な個性と今とこれからの最善の利益の尊重
2	こどもや若者等の視点を踏まえたまちづくり
3	こども・若者等のライフステージに応じた支援の充実
4	すべてのこども・若者が等しく健やかな成長ができる環境づくりの推進
5	若い世代が将来に希望が持てる社会づくり
6	行政及び関係団体等の連携による総合的・効果的な施策の推進

基本方針1

こども・若者の多様な個性と今とこれからの最善の利益の尊重

こども・若者は、本市の“これから”を担う存在であるとともに、本市の“今”を生きています。保護者や社会の支えを受けている心身の発達過程においても、一人ひとりが自立した個人として、意見表明・参画や自己選択・自己決定・自己実現の権利があります。

こども・若者を多様な人格を持った“個”として尊重し、その権利を保障するとともに、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図れるよう、“こども・若者とともに”という姿勢で、こどもや若者に関わるすべての施策において、こども・若者の視点や権利を基盤とした施策を推進します。

基本方針2

こどもや若者等の視点を踏まえたまちづくり

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することで、本市の“これから”を多様に形成していくことができます。

こども・若者の意見形成への支援を進めるとともに、安全に安心して意見を表明することができる環境づくりを行います。また、困難な状況等において声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行うとともに、その意見がどのように反映されたのかのフィードバックを行うことで、こども・若者の“やりたい／やってみたい”を引き出し、自己肯定感を高めることができる施策を推進します。

基本方針3

こども・若者等のライフステージに応じた支援の充実

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期におけるさまざまな学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。それぞれの節目によって生活環境や社会との関わり方などは大きく変容する場合がありますが、成長過程においては乳幼児期からの連続性を確保することが必要です。

すべてのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう、さまざまな分野の関係機関・団体が有機的に連携しながら、必要な支援が特定の年齢で途切れることがないよう、社会全体で切れ目なく支えていきます。



基本方針4 すべてのこども・若者が等しく健やかな成長ができる環境づくりの推進

近年では、こども・若者や子育て家庭をめぐる課題は、貧困、虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア、非行など、さまざまな要因が複合的に重なり合い、単一分野の専門性のみでは解決できない状況がみられます。また表出した際には既に深刻化していることも多くなっています。

こども・若者や子育て家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関わりを強化するとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組みます。

基本方針5 若い世代が将来に希望が持てる社会づくり

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。また、近年では、共働き世帯が増加しており、家族の在り方や働き方、暮らし方など、家族を取り巻く環境は多様化しています。

こども・若者の多様な価値観や考え方を尊重し、どのような選択をしても不利にならないよう、若い世代が自らの主体的な選択により希望した将来像を叶えていけるよう、また、どのような状況でも安心感を持つことができ、人生の幅を狭めずに夢を追いかけられるよう、それぞれの希望に応じた支援を進めます。

基本方針6 行政及び関係団体等の連携による総合的・効果的な施策の推進

本計画は、こどもを取り巻く総合的な計画であり、教育・保育、保健、医療、療育、福祉など、幅広い分野の計画となります。また、こどもは、家庭やこども同士の関係だけでなく、地域の人々、自然、文化と関わるなかで、豊かな人間性を身につけていきます。

こどもや若者に関わるさまざまな関係者の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできないため、行政はもちろん、学校・園、児童福祉施設、企業・事業所、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員や青少年指導員など、社会のあらゆる分野の人々が相互に協力し、重層的な支援を進めていきます。

(基本方針6は実施体制に関わる方針であり、基本方針1～5のすべての取り組みに横断的に関わる内容となるため、取組目標等は設定していません。)

3 施策の体系

こどもの健やかな成長と若者の自立を支え、安心して暮らせるまちをめざして

基本方針	取組目標	主な取組	
1 こども・若者の多様な個性と今とこれからの最善の利益の尊重	(1) こども・若者の人権と最善の利益が尊重されるまちづくり	① こども・若者が権利の主体であることの周知	P. 66
2 こどもや若者等の視点を踏まえたまちづくり		② 意見表明と参画のための情報発信機能の強化	P. 66
		③ こども・若者の意見表明の機会の確保	P. 67
3 こども・若者等のライフステージに応じた支援の充実	(1) 親と子のこころと体の健康づくり	① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	P. 68
		② 成人期に向けた保健対策の充実	P. 69
		③ 食育の推進	P. 69
	(2) こどもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	① 幼児教育・保育の一体的提供と質の向上	P. 71
		② 生きる力を育む学校教育の推進	P. 72
		③ 多様な体験・交流活動の推進、居場所づくり	P. 73
		④ 家庭教育の推進と学校・家庭・地域社会の連携	P. 75
	(3) 若者が自分らしく自立するための支援	① 社会的・職業的自立に向けた支援	P. 80
		② 就労支援と雇用の促進	P. 81
4 すべてのこども・若者が等しく健やかな成長ができる環境づくりの推進	(1) こども・若者や子育て家庭にやさしい環境づくり	① こどもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進（こどもまんなかまちづくり）	P. 82
		② こども・若者が活躍できる機会づくり	P. 85
		③ こども・若者への医療の充実	P. 85
		④ 子育てや教育にかかる経済的負担の軽減	P. 86
	(2) 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭への支援	① こどもの貧困対策	P. 88
		② 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	P. 89
		③ 児童虐待防止対策の推進	P. 91
		④ 困難に直面する若者への支援の充実	P. 92
		⑤ ヤングケアラーに対する支援	P. 93
		⑥ ひとり親家庭への支援の充実	P. 94
		⑦ 外国人家庭への支援の充実	P. 96
		⑧ 自殺対策の推進と犯罪等からこども・若者を守る取組の充実	P. 97
		⑨ 相談体制の充実	P. 99
5 若い世代が将来に希望が持てる社会づくり	(1) 結婚と子育てを叶える社会づくり	① 共働き・子育ての推進	P. 101
		② 多様な保育事業等の充実	P. 102
		③ 結婚・新生活の支援	P. 103
6 行政及び関係団体等の連携による総合的・効果的な施策の推進			